

制定	08事033102号	平成21年4月1日
改正	10事040102号	平成22年4月1日
改正	11事040102号	平成23年4月1日
改正	11事092202号	平成23年9月30日
改正	12事040502号	平成24年4月5日
改正	12事073003号	平成24年8月21日
改正	13事022008号	平成26年3月10日
改正	14事080701号	平成26年9月1日
改正	14事021201号	平成27年2月20日
改正	16事040401号	平成28年4月1日
改正	17事040310号	平成29年4月4日
改正	17事062701号	平成29年8月28日
改正	18事040201号	平成30年4月3日

燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金
(家庭用燃料電池システム導入支援事業)
交付規程

(目的)

第1条 この規程は、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06 財資第9号（制定）。平成22・03・29 財資第62号（改正）。平成23・03・30 財資第2号（改正）。平成24・03・30 財資第5号（改正）。20140109 財資第6号（改正）。20150116 財資第16号（改正）。20160210 財資第1号（改正）。20170116 財資第6号（改正）。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下「協会」という。）が行う燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システムの導入支援に係るものに限る。）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 協会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この交付規程において、「家庭用燃料電池システム」とは、燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、主に家庭における電気と熱の供給を主目的としたシステムをいう。

(交付の対象)

第4条 協会は、協会が指定した家庭用燃料電池システム（以下「指定システム」という。）であって、次条第1項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「補助対象システム」という。）を導入する事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費（消費税を除く。）のうち、別表1に掲げる経費について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者であって、補助対象事業の完了後、速やかに補助対象システムの使用を開始することが見込まれる者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該経費の一部に充てるため補助金を交付する。なお、別紙 暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者は、補助金の交付対象としない。

2 前項に定める機器の指定は、家庭用燃料電池システム製造事業者等（以下「製造事業者等」という。）からの申請に基づき、協会が行うものとする。なお、機器指定の手続等に関する必要な事項は、協会が別に定める。

3 指定システムは、以下の各号を満たした機器とする。

- (1) 定格運転時において0.5以上1.5kW未満の発電出力があること。
- (2) 定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80%以上（HHV基準で72%相当以上）であること。
- (3) 貯湯容量20リットル以上のタンクを有し燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。
- (4) 未使用品であること。

4 補助事業者が事業を営んでいない個人である場合（ただし、個人であってもリース契約等により補助対象システムを貸し付ける者は除く。）は、次の各号に掲げる事業のいずれかについて、その実施に関する意思を表明しなければならない。

- (1) 国の委託を受けた事業者が運営・管理するJ-クレジット制度に基づく排出削減事業「J-グリーン・リンケージ倶楽部（燃料電池）」
- (2) 前号に掲げる事業以外のJ-クレジット制度に基づく排出削減事業（地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するもの等）

(補助金の額)

第5条 前条第1項の補助金の額は、次の各号に掲げる指定システムの区分に応じ、それぞれ次の各号に定める金額とする。ただし、別表1の経費の合計（以下この条において「合計経費」という。）が、次の各号に定める金額以下である場合、合計経費を補助金の額とする。

一 固体高分子形燃料電池を活用する指定システム（以下「PEFCシステム」という。）であって、合計経費が第3項に掲げる金額（以下「基準価格」という。）以下の金額であるも

の 6 万円

- 二 P E F Cシステムであって、合計経費が基準価格を上回るものの、第4項に掲げる金額（以下「裾切価格」という。）以下の金額であるもの 3 万円
- 三 固体酸化物形燃料電池を活用する指定システム（以下「S O F Cシステム」という。）であって、合計経費が基準価格以下の金額であるもの 1 2 万円
- 四 S O F Cシステムであって、合計経費が基準価格を上回るものの、裾切価格以下の金額であるもの 6 万円

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる要件に該当する指定システムであって、別表2の上欄に掲げる要件に該当するものについては、別表2の上欄に掲げる要件に応じ、前項各号に掲げる金額にそれぞれ別表2の下欄に掲げる金額を加算した金額（以下「加算後金額」という。）を補助金の額とする。ただし、別表2の上欄に掲げる要件の複数に該当する場合、加算は重複適用するものとする。また、合計経費が加算後金額以下である場合、合計経費を補助金の額とする。

3 基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に定める金額とする。ただし、第2号及び第4号の演算は、別表3の備考欄に従い、重複適用するものとする。

- 一 P E F Cシステムであって、次号に掲げる要件に該当するもの以外のもの 9 6 万円
- 二 P E F Cシステムであって、別表3の上欄に掲げる要件に該当するもの 当該要件ごとに、9 6 万円に、それぞれ別表3の下欄に掲げる演算を加えた金額
- 三 S O F Cシステムであって、次号に掲げる要件に該当するもの以外のもの 1 3 4 万円
- 四 S O F Cシステムであって、別表3の上欄に掲げる要件に該当するもの 当該要件ごとに、1 3 4 万円に、それぞれ別表3の下欄に掲げる演算を加えた金額

4 裾切価格は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。ただし、第2号及び第4号の演算は、別表3の備考欄に従い、重複適用するものとする。

- 一 P E F Cシステムであって、次号に掲げる要件に該当するもの以外のもの 1 1 1 万円
- 二 P E F Cシステムであって、別表3の上欄に掲げる要件に該当するもの 当該要件ごとに、1 1 1 万円に、それぞれ別表3の下欄に掲げる演算を加えた金額
- 三 S O F Cシステムであって、次号に掲げる要件に該当するもの以外のもの 1 4 6 万円
- 四 S O F Cシステムであって、別表3の上欄に掲げる要件に該当するもの 当該要件ごとに、1 4 6 万円に、それぞれ別表3の下欄に掲げる演算を加えた金額

（申請者の募集及び申請者の定義）

第6条 協会は、予算の範囲内において、別に定める応募要領により申請者を募集する。

2 前項の申請者の定義は、以下のとおりとする。

- （1）住宅及び建築物に指定システムを導入、設置する者は「一般用申請者」という。
- （2）販売を目的とした建売等の住宅及び建築物に指定システムを導入、設置する者から指定システム付き住宅等（以下「建売住宅等」という。）を購入する者は「建売用申請者」という。

（一般用申請者の申込・交付申請）

第7条 一般用申請者は、補助金の申込・交付申請をしようとするときは、様式第1もしくは様式第31による補助金申込・交付申請書に必要な応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。

(建売用申請者の申込・交付申請)

第8条 建売用申請者は、補助金の申込・交付申請をしようとするときは、様式第2による補助金建売用申込・交付申請書及び売買契約書等の写し並びに必要なに応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。

(一般用申請者への申込受理・交付決定の通知)

第9条 協会は、補助金申込・交付申請書が協会に到着した日を受付日とし、当該申込・交付申請書の受付を行うものとする。

2 協会は、前項申込・交付申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第3による補助金申込受理・交付決定通知書により、一般用申請者に通知する。なお、一般用申請者が法人等の場合で第三者とリース契約等を締結し有償で補助対象システムを貸し付ける場合の様式第3-1による補助金申込・交付申請書については、様式第3-3による補助金申込受理・交付決定通知書により、一般用申請者に通知する。また、必要な事項の確認、修正については、補正により対応する。補助金申込・交付申請書が適正でないとき認めるときは理由を付して、その旨を一般用申請者に通知するものとする。

3 協会は、前項の補助金申込受理・交付決定通知に際して、第1-1条の事項につき条件を付するものとする。また、必要に応じ、その他の条件を付することができるものとする。

4 受付日の期限等については、別に定める応募要領によるものとする。

(建売用申請者への申込受理・交付決定の通知)

第10条 協会は、補助金建売用申込・交付申請書が協会に到着した日を受付日とし、当該申込・交付申請書の受付を行うものとする。

2 協会は、前項申込・交付申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第4による補助金建売用申込受理・交付決定通知書により、建売用申請者に通知する。また、必要な事項の確認、修正については、補正により対応する。補助金建売用申込・交付申請書が適正でないとき認めるときは理由を付して、その旨を建売用申請者に通知するものとする。

3 協会は、前項の補助金建売用申込受理・交付決定通知に際して、第1-1条の事項につき条件を付するものとする。また、必要に応じ、その他の条件を付することができるものとする。

4 受付日の期限等については、別に定める応募要領によるものとする。

(交付にあたっての条件)

第11条 協会は、補助金の申込受理・交付決定の通知をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、協会が第2-3条の規定による補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(2) 補助事業者は、第2-2条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され得ることに留意すること。

(3) 補助事業者は、協会が第2-2条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還するとともに、第2-2条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第2-2条第5項の規定に基づき延滞金を納付すること。

- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、第24条の規定により取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を協会に届け出ること。
- (5) 補助事業者は、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し（補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。）、廃棄し又は、担保に供しようとする等）をいう。）しようとするときは、第25条第1項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けること。
- (6) 補助事業者は、第25条第1項の規定に基づく承認を受けた後、第25条第3項の規定による取得財産等の処分をした場合において、協会の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。
- (7) 補助事業者は、第26条の規定に基づき、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する協会の会計年度が終了した後5年間保存しておくこと。

（申請の取下げ）

第12条 第9条第2項又は第10条第2項の規定による申込受理・交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に申込・交付申請の取下げに関する届出を協会に提出しなければならない。

（設置工事の着工等）

- 第13条 一般用申請者は、第9条第2項に規定する申込受理・交付決定の通知を受けた後、補助対象システムの設置工事（以下「設置工事」という。）を着工することができる。
- 2 建売用申請者は、第10条第2項に規定する申込受理・交付決定の通知を受けた後、補助対象システムの引渡しを受けなければならない。
 - 3 一般用申請者又は建売用申請者は、別に定める応募要領の補助事業の完了期限までに設置工事を完了しなければならない。

（計画変更の承認）

- 第14条 一般用申請者は、補助事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容を協会に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 建売用申請者は、補助事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ様式第6による建売用計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容を協会に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 3 協会は、前2項に規定する計画変更承認申請書又は建売用計画変更承認申請書の内容が適正であると認めたときは、その旨を様式第7による計画変更承認通知書又は様式第8による

建売用計画変更承認通知書により、申請者に通知するものとする。

4 協会は、前項の承認に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(中止の報告)

第15条 一般用申請者又は建売用申請者は、やむをえない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに様式第9による中止報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了期限の延期承認)

第16条 一般用申請者又は建売用申請者は、別に定める応募要領の補助事業の完了期限までに補助事業を完了することが出来ないと見込まれる場合、速やかに様式第10による補助事業完了期限延期承認申請書、又は様式第11による建売用補助事業完了期限延期承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項に規定する補助事業完了期限延期承認申請書又は建売用補助事業完了期限延期承認申請書の内容が適正であると認めたときは、その旨を様式第12による補助事業完了期限延期承認通知書又は様式第13による建売用補助事業完了期限延期承認通知書により、申請者に通知するものとする。

3 協会は、前項の承認に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(一般用申請者の補助事業完了報告)

第17条 一般用申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は別に定める応募要領の補助事業の完了期限までのいずれか早い日までに様式第14による補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面及び必要に応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。なお、一般用申請者が第三者とリース契約等を締結し補助対象システムを貸し付ける場合については、補助対象システムに関するリース契約書等の写し及び必要に応じて協会が指示した書類を添付して協会に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置状況を示す写真
- (2) 印鑑証明書の原本又はその写し。ただし、一般用申請者が法人等であって、国税庁指定の法人番号を記載している場合は、本書類の添付を省略できる。
- (3) その他必要に応じ協会が指定する住所確認書類

(建売用申請者の補助事業完了報告)

第18条 建売用申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は別に定める応募要領の補助事業の完了期限のいずれか早い日までに様式第15による建売用補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面及び必要に応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。なお、建売用申請者が第三者とリース契約等を締結し補助対象システムを貸し付ける場合については、補助対象システムに関するリース契約書等の写し及び必要に応じて協会が指示した書類を添付して協会に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置状況を示す写真
- (2) 印鑑証明書の原本又はその写し。ただし、建売用申請者が法人等であって、国税

庁指定の法人番号を記載している場合は、本書類の添付を省略できる。

(3) その他必要に応じ協会が指定する住所確認書類

(補助金の額の確定)

第19条 協会は、第17条又は第18条の規定による補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)の提出があった場合は、当該報告書の内容を審査及び必要により現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、様式第16による補助金の額の確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第20条 協会は、第19条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、これを取りまとめ、経済産業大臣に対し当該補助金に係る補助金の支払いを請求し、支払を受けた後遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第21条 第6条第2項に規定する申請者は、第7条の補助金申込・交付申請書、第8条の補助金建売用申込・交付申請書、第12条の申込・交付申請の取下げに関する届出、第14条第1項の計画変更承認申請書、第14条第2項の建売用計画変更承認申請書、第15条の中止報告書、第16条第1項の延期承認申請書、第17条の補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)又は第18条の建売用補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)、及び第25条第1項の財産処分承認申請書の手続き代行について、第三者(以下「手続代行者」という。)に依頼することができるものとする。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(交付決定の取消し)

第22条 協会は、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第9条第2項又は第10条第2項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付の決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、交付規程、応募要領又はそれらに基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第19条に規定する補助金額の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。

4 協会は、前項の補助金の返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、

既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 5 協会は、第3項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付が無い場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて補助事業者から徴収するものとする。

(協会による調査等)

第23条 協会は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者、一般用申請者、建売用申請者、手続代行者等(以下「補助事業者等」という。)に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理等)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式第17による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を協会に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第25条 補助事業者は、取得財産等を処分制限期間内において処分しようとするときは、あらかじめ様式第18による財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の処分制限期間は、6年とする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により承認を受けて当該取得財産等を処分した場合において、補助事業の目的が達成できないとして協会が請求したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 4 前項の補助金の返還については、第22条第5項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

第26条 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する協会の会計年度が終了した後5年間保存しなければならない。

(不正行為等の公表等)

第27条 協会は、補助事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の交付の手続等を行った場合、次の措置を講ずることができるものとする。

- (1) 協会の所管する契約等の全部又は一部について、一定期間交付等の対象外とすること。
- (2) 補助事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第28条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金申込・交付申請前に確認しなければならず、補助金申込・交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。なお、補助事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、協会は本事業を通じ補助事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

(個人情報に関する事項)

第29条 協会が補助金事業実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、次の目的に使用する。

- (1) 補助金交付に係る業務に利用する。
- (2) 国が行うその他調査業務等に利用する。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

(その他の必要な事項)

第30条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別にこれを定める。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成21年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成22年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成23年4月1日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成23年9月30日）から施行する。
2. 改正後の第5条の規定は、改正後に第7条及び第8条による申込をし、第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者に適用する。

なお、本改正前に第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者については、従前の例によるものとする。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成24年4月5日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成24年8月21日）から施行する。
2. 改正後の第5条の規定は、改正後に第7条及び第8条による申込をし、第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者に適用する。

なお、本改正前に第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者については、従前の例によるものとする。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成26年3月10日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成26年9月1日）から施行する。
2. 本改正前に第9条第2項に規定する補助金申込受理・交付決定通知書及び第10条第2

項に規定する補助金建売用申込受理・交付決定通知書の通知を受けた者については、改正後の交付規程による様式第10、様式第11、様式第14及び様式第15にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年2月20日）から施行する。
2. 改正後の第5条の規定は、改正後に第7条及び第8条による申込をし、第9条第2項に規定する補助金申込受理・交付決定通知書及び第10条第2項に規定する補助金建売用申込受理・交付決定通知書の通知を受けた者に適用する。

なお、本改正前に第9条第2項補助金申込受理・交付決定通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理・交付決定通知書の通知を受けた者については、従前の例によるものとする。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成28年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成29年4月4日）から施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成29年8月28日）から施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成30年4月3日）から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

経費の費目
(消費税除く)

費目	内容
機器費	家庭用燃料電池システム(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)本体及び付属品に係る購入費用
工事費	配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事費用

別表 2

補助額加算表

既築住宅に設置される家庭用燃料電池システム	LPガス対応の家庭用燃料電池システム	寒冷地仕様 ^{※1} の家庭用燃料電池システム	マンション ^{※3} に設置される家庭用燃料電池システム
3万円	3万円	3万円	3万円

備考 注釈については、別表3のとおり。

別表 3

演算表(消費税除く)

寒冷地仕様※ 1	自立機※ ²		マンション ※ ³ に設置 する場合	LPガス対 応	国産天然ガ ス※ ⁴ 対応	中小都市ガ ス事業者※ 5	給湯器を含まない家庭 用燃料電池システム	
	<タイプA> ※ ²	<タイプB> ※ ²					PEFC システム	SOFC システム
+30万円	+5万円	+4万円	+12万円	+12万円	+6万円	+10万円	-27万円	-30万円

備考

一 上記については、以下の組み合わせを除いて重複適用することとする。

- 1 寒冷地仕様及び自立機※⁶
- 2 寒冷地仕様及びマンション設置※⁷
- 3 LPガス対応及び国産天然ガス対応
- 4 LPガス対応及び中小都市ガス事業者

二 注釈については、以下のとおり。

- ※1 -15℃以下の気温にも対応するシステム
- ※2 停電時自立運転機能付の家庭用燃料電池システムを自立機とし、自立運転に切り替える機能を内蔵したものを自立機<タイプA>、外付けとするものを自立機<タイプB>とする
- ※3 鉄筋コンクリート造り及び鉄骨鉄筋コンクリート造り等であって、一棟の建物が、共用部分を除き、構造上、数個の部分(以下「住戸」という。)に区画され、各部分がそれぞれ独立して居住の用に供されるものをいう。(不動産公正取引協議会連合会「不動産の公正競争規約」不動産の表示に関する公正競争規約施行規則 第2章 第2節 第3条 マンションの定義を参照。)
- ※4 都市ガスのうち、国産の天然ガスを原料とするもの
- ※5 中小企業基本法において、中小企業に分類される都市ガス事業者及び同様の判断基準にて中小企業に相当する公営事業者
- ※6 寒冷地仕様の家庭用燃料電池システムであって自立機である場合、寒冷地仕様の演算を適用することとする
- ※7 寒冷地仕様の家庭用燃料電池システムであってマンションに設置する場合、マンションに設置する場合の演算を適用することとする